

保険医療機関における書面揭示事項

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている当院の書面揭示事項について院内での提示及びホームページ上に掲載いたします。

医療 DX 推進体制整備加算

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- (4) 電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーの対応待ちです。(現在整備中)
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
(経過措置 令和7年9月30日まで)
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有しております。
- (7) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行うことについて、当院の外来に揭示及びホームページに掲載いたします。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

区 分	点 数
初診（1 ヶ月に1回）	1 点
再診（3 ヶ月に1回）	1 点

正確な情報を取得・活用する為マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力頂きますようお願いいたします。